

塩尻市(長野県)

(2005年8月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年4月1日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：67,747人(高齢化率 ⁽²⁾ 18.6%)	面積 ⁽³⁾ ：290.13k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：25人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：528人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：25,659,902千円		
うち、地方税8,629,274千円、地方交付税4,430,000千円		
合併特例債発行予定額 ⁽⁹⁾ 6,919百万円/同限度額11,747百万円		
産業構造 ⁽¹⁰⁾ ：第一次産業10.2%、第二次産業38.4%、第三次産業51.3%		

(出典) (1)(2)(10)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：4月給与台帳。 (8)：2004年度当初予算額。 (9)：基金含む。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧塩尻市	64,128人	18.1%	172.31 k m ²	24人	472人	0.72	79.8%
旧榑川村	3,619人	27.8%	117.82 k m ²	12人	52人	0.26	84.1%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<①合併の大きな流れ、②地方分権推進、⑥行政改革>
市町村合併の流れの中で、地方分権の推進に対応できる行財政基盤の強化、住民サービスの維持・向上を図るため、属する広域圏は異なっていたが、通勤・通学、買い物等日常生活圏をともにする榑川村の住民合意の上での合併協議の申し入れに真摯に対応した。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、⑧事務事業の調整、①関係市町村間の合意>
<最も重視したことの具体的な内容>
住民説明会の開催、協議会だよりの発行やホームページの開設等により住民の意向把握及び情報提供に努めるとともに、交流事業等を実施し、お互いの自治体への理解を深めるとともに、合併機運の醸成に努めた。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<合併推進の具体的な活動>
重要な調整事項等は、理事者間での調整を行うとともに、合併協議会開催前には、議会議員全員協議会においてを協議状況等の説明や、事前協議を行った。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
該当なし	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
該当なし	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
①生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2002年7月、木曾郡榑川村からの合併協議の申し入れ	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年8月22日～2003年9月30日）	
構成メンバー	首長、助役、議員各4名、収入役、教育長、村総務課長 計16名
運営上の工夫	協議会の公開、情報提供（住民説明会の開催、ホームページ開設、広報特集記事掲載等）、将来構想素案のパブリックコメント実施
(6) 法定協議会（設置期間：2003年10月1日～2005年3月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、議員（塩尻市7名、榑川村6名）、住民各5名 計25名
運営上の工夫	協議会の公開、情報提供（住民説明会の開催、ホームページ開設、協議会だよりの発行、広報特集記事掲載等）
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 特になし。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	03年10月 03年10月 03年10月 03年10月 03年10月
合意：	03年10月 03年10月 03年10月 03年10月 03年10月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
特になし。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
1市1村の合併であり、市村の行財政規模・人口等に大きな差異があったため。	
<input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 編入	

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> ・合併特例法の財政支援措置が受けられること。 ・区切りがよく、住民にとってもわかりやすく、また、各種資格者証等の手続きに混乱が生じないこと。		2005年4月1日合併		
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続：合併協議会で協議・決定 選定理由：編入合併のため		公募有・無		
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 編入合併のため。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所または出張所とした		既存施設・新規建設		
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし				
(8) 新市建設計画(計画の対象：全市or編入された区域 *編入合併の市のみ)				
計画の期間：10ヵ年 理由 合併特例債が起債できる期間にあわせた。				
<策定に当たっての工夫> 合併後のまちづくりの指針となる将来構想、将来構想に基づく建設計画(財政計画含む)をあわせて、塩尻市・榑川村合併ビジョンとして策定し、将来構想については、素案を公表しパブリックコメントを行った。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 計上事業の抽出と実施計画等との整合・調整				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 主には、榑川村区域を対象に事業抽出を行ったが、今後の一体的なまちづくりや行政の効率化の観点から、市域全体での事業も盛り込み、塩尻市の基本計画・実施計画及び過疎計画(榑川地区のみ)との整合を図った。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 原則として、榑川村の総合計画・実施計画を参考にした。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	25,356	25,112	26,134	24,283
地方税	9,223(36.4)	8,996(35.8)	9,262(35.4)	9,568(39.4)
地方交付税	4,855(19.1)	5,088(20.3)	4,912(18.8)	4,999(20.6)
歳出合計	25,014	25,112	26,134	24,283
人件費	5,019(20.1)	4,696(18.7)	5,108(19.5)	4,829(19.9)
(参考：一般職員数)	(524人)	(528人)	(522人)	(504人)
公債費	3,310(13.2)	3,385(13.5)	2,979(11.4)	3,535(14.6)
普通建設事業費	4,416(17.7)	4,217(16.8)	5,259(20.1)	3,948(16.3)

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全 27 号。配布方法：自治会を通じて配布） ・住民説明会の開催（延べ 109 回開催、延べ 4052 人参加） ・HP の開設（2002 年 9 月開設、月 回定期更新、アクセス数 7200 回） （2003 年 10 月全面更新、随時アクセス数 17200 回） ・その他（具体的に：市内各種団体の総会等での説明会の開催） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
<p>(名 称)：塩尻市 第四次塩尻市総合計画策定に係るアンケート ※本アンケート中に、合併の設問を設定した。</p> <p>(時 期)：2003 年 8 月～9 月</p> <p>(対象者)：市民 3,000 人（無作為抽出）</p> <p>(方 法)：投票方式・アンケート方式（<input checked="" type="checkbox"/>郵送<input type="checkbox"/>訪問）</p>	
<p>(名 称)：榑川村 第 1 回市町村合併に関する住民アンケート</p> <p>(時 期)：2002 年 4 月</p> <p>(対象者)：中学生以上を対象</p> <p>(方 法)：投票方式・<input checked="" type="checkbox"/>アンケート方式（自治会を通じて配布・改修 郵送可）</p>	
<p>(名 称)：榑川村 第 2 回市町村合併に関する住民アンケート</p> <p>(時 期)：2002 年 5 月</p> <p>(対象者)：中学生以上を対象</p> <p>(方 法)：投票方式・<input checked="" type="checkbox"/>アンケート方式（自治会を通じて配布・改修 郵送可）</p>	
(12) 都道府県からの支援	
該当なし。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
委託費	4,872 千円
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・塩尻市・榑川村合併ビジョン（将来構想・建設計画）策定業務委託 ・例規調査業務委託

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（定数特例（定数 25 人）・在任特例（在任期間 2 年 1 ヶ月））・無
その理由	旧榑川村の住民意見の市政への反映のため定数特例（1 人）を適用した。在任特例は、財政的な負担や市民理解が得られないこと、また、市町村合併の目的でもある行財政運営の効率化の観点から適用しなかった。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2008 年 3 月 17 日まで特例措置を適用））・無
その理由	合併による市域の拡大及び事務執行に対応するため。旧榑川村の農業委員のうち選挙による委員 1 人が在任する。任期は塩尻市の選挙による委員の任期までとする。

(3) 三役		
旧塩尻市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。	
旧榑川村	市長、助役、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	＜新規採用の抑制＞退職者を超える新規採用を行わない。	
給与の調整	塩尻市の例により、原則として合併時に統合。	
役職の調整	給料表の給号俸の標準職務を基準として、塩尻市の例により調整した。	
(5) 組織・機構の整備方法（合併と同時に、部・課とも完全に統合）		
急激な住民サービスの低下を避けるため、合併後の榑川支所に、総務課・生活課・振興課の三課を設けた。榑川村独自の組織であった、木曾漆器振興課・町並み文化整備課の業務は、振興課で実施。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
塩尻市	従前どおり継続（7箇所）	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・無（旧榑川村に設置）	
その理由	旧榑川村区域に地域審議会を設置。合併後の施策に住民の意見を反映させ、合併に伴う住民不安の解消及び住民サービスの向上を図るため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人住民税法人税割	旧塩尻市 標準税率 ・資本の金額又は出資金額が1億円以上の法人等 14.7% ・資本の金額又は出資金額が1億円未満の法人等で、法人税額（分割法人にあっては分割前の額）が年1千万円以上の法人等 14.7% ・保険業法に規定する相互会社 14.7% ・上記以外の法人等 13.9% 旧榑川村 ・標準税率 14.7%	2005年4月1日から、旧塩尻市に統一。
都市計画税	旧塩尻市 0.2% 旧榑川村 該当なし	従前どおり。
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	当分の間、両市村の現行どおりとする。	
下水道料金	当分の間、両市村の現行どおりとする。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：原則として、塩尻市の制度を適用）		
例外措置	・保育料は、段階的に調整（大きな差異があったため。） ・定住促進住宅（榑川村）の使用料は、従来どおりとした	

(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：塩尻市の制度を適用）		
賦課徴収方法	旧塩尻市 保険税方式 9期徴収 旧榑川村 保険税方式 10期徴収	2005年4月1日から塩尻市に統一。
所得割	旧塩尻市 7.2% 旧榑川村 8.7%	同上
資産割	旧塩尻市 18.0% 旧榑川村 50.0%	同上
均等割	旧塩尻市 17,500円 旧榑川村 23,500円	同上
平等割	旧塩尻市 19,000円 旧榑川村 24,500円	同上
(12) 介護保険事業（調整方針：塩尻市の制度を適用）		
第1号被保険者の月額 の基準保険料	旧塩尻市 3,100円 旧榑川村 3,020円	塩尻市の制度を適用。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	塩尻市のシステムに統一。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	旧榑川村の住民意向調査の結果、旧村名は残していないが、旧村三大字のうち「大字平沢」については、木曾漆器の産地であることから「大字木曾平沢」とした。（区域変更無し）	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果： 1,350百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	議会の議決済み（議会の議決：2004年12月17日）
総合計画	策定済み（策定期間：2004年12月17日）
(3) 合併による効果	
<⑥地域のイメージアップ> 合併に伴い、旧榑川村の有する豊かな自然、木曾漆器をはじめとした伝統産業、奈良井宿を中心とした観光名所が加わり、より魅力ある「新塩尻市」のまちづくりができる。	
<③重点的な投資による基盤整備の推進> 合併に伴う財政支援措置（合併特例債等）を活用した、中心市街地活性化や道路整備等の基盤整備事業の実施が可能となる。	

<p><⑤行財政の効率化></p> <p>合併に伴う組織統合等の合理化に伴い、専門的な分野への職員配置が可能となり、住民サービスの強化ができる。</p> <p>また、財政面でも経常経費の削減により、行財政の効率化が図られた。</p>
<p>(4) 合併による問題点と解決策</p>
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>合併後は、当分の間、旧榑川村役場を総合的な機能を有する支所として、総務課・生活課・振興課の三課を配置し、住民サービスに急激な変化がないよう努めた。</p>
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる></p> <p>合併後の施策に住民の意見を反映させ、合併に伴う住民不安の解消及び住民サービスの向上を図るため、旧榑川村区域に地域審議会を設置した。</p>
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する></p> <p>塩尻市・榑川村合併ビジョン（将来構想及び新市建設計画）を策定し、合併後のまちづくりの基本方針を定め、旧榑川村区域の位置付けを明確にするとともに、新市の速やかな一体性の確保及び住民福祉の向上に向けた具体的な施策を示した。</p>
<p>(5) 残された課題</p>
<p>合併後に調整あるいは一元化を検討するとした事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興バスの運行（榑川地域振興バスとの連携、直行便の運行等） ・ 消防団交付金の見直し作業 <p style="text-align: right;">等</p>